

農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則の一部変更（案）

農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則を別添「農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則新旧対照表（案）」のとおり変更する。

議案 1 参考資料

趣旨

農水産業協同組合貯金保険機構の運営委員会の議事等について、情報公開を積極的に行う観点から、農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則の変更を行う。

変更点

(1) 議事要旨及び議事録【第6条】

情報公開を積極的に行う観点から、議事要旨の作成・公表などを明記。

(2) その他

①会議の招集【第1条】

議決事項の審議以外の理由のために運営委員会を開催する場合の手続きを明確化するために、招集事由に「委員長が必要と認めたとき」を追加。

②見出しの新設等

農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則の一部を新旧対照表のとおり変更する。

農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則新旧対照表（案）

新	旧	備考
農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則 (昭和48年9月3日運営委員会議決) (変更 令和〇年〇月〇日運営委員会議決) <u>(会議の招集)</u> 第1条 農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会（以下「委員会」という。）の会議は、定款第11条第1項各号及び第2項各号に定める事項を審議する必要があると認められるとき、<u>その他委員長が必要と認めたとき</u>に、委員長の招集によりこれを開催する。 2 委員長は、<u>会議を招集するときは、その日時、場所その他必要な事項を定めて、委員及び理事に通知するものとする。</u> <u>(議長及び委員長の代理)</u> 第2条 委員長は、会議の議長となり議事を掌る。 2 委員会は、あらかじめ、委員及び理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておくものとする。 <u>(議決の方法)</u> 第3条 委員会は、委員長又は前条第2項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び理事のうち4人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 委員会の議事は、出席した委員長、委員及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。	農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則 (昭和48年9月3日運営委員会議決) <u>(新設)</u> 第1条 農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会（以下「委員会」という。）の会議は、定款第11条各号に定める事項を審議する必要があると認められるときに、委員長の招集によりこれを開催する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第2条 委員長は、会議の議長となり議事を掌る。 2 委員会は、あらかじめ、委員及び理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておくものとする。 <u>(新設)</u> 第3条 委員会は、委員長又は前条第2項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び理事のうち4人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 委員会の議事は、出席した委員長、委員及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。	(共通) 各条に見出しを追加。 (条項の変更理由) <u>新第1条第1項</u>：定款第11条（権限）には、委員会の議決を経る事項として、第1項各号及び第2項各号が存在するため。 同項「<u>その他委員長が必要と認めたとき</u>」：議決事項のみならず、報告事項等のみでも運営委員会の開催を想定するため。 <u>新第1条第2項</u>：前項において委員長の招集により会議を開催することとなっており、その手続として、会議を招集するときには、委員長が会議に必要な事項を定めて、委員及び理事に通知することを明記した。

新	旧	備考
<u>(委員等以外の者の出席)</u> 第4条 主務大臣が指名するその職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。 2 委員会は、必要と認めるときは、委員長、委員及び理事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 <u>(削る。)</u>	<u>(新設)</u> 第4条 主務大臣が指名するその職員は、<u>委員会の</u>会議に出席し、意見を述べることができる。 2 委員会は、<u>前項のほか</u>必要と認めるときは、委員長、委員及び理事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 <u>第5条 委員会の会議の議事録その他委員会の記録に関する事務は、事務局参事に掌らせる。</u> 2 <u>委員会の議事録には、開催日時及び場所、出席した委員長、委員及び理事の氏名、議題、審議の経過及びその結果を記録する。</u> 3 <u>委員会の議事録には委員長、委員長の指名した委員及び理事が捺印する。</u> <u>(新設)</u> <u>第6条 委員会の会議は非公開とする。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>第7条 本文に明文のない事項は委員会が定める。</u>	<u>旧第4条第1項「委員会の」</u>：第1条第1項に「委員会の会議」とあり、それ以後、「会議」と引用していることから、削る。 (以下同じ。) <u>旧第4条第2項「前項のほか」</u>：前項については、主務大臣が指名する職員が会議に出席するものであり、第2項とは性格が異なるものと考えられるため、削る。 <u>旧第5条</u>：委員会の議事録作成に関する事務は、議事規則で定める必要性は乏しいため、削る。 <u>新第6条</u>：議事要旨の作成と公表を明記した。 また、議事録の作成を明記した。 <u>新第7条</u>：この規則以外に、会議の運営について必要な事項は、委員長から委員会へ諮る手続とする。
<u>(会議の非公開)</u> 第5条 会議は、<u>非公開とする。</u>		
<u>(議事要旨及び議事録)</u> 第6条 委員長は、会議の終了後速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、公表する。 2 会議については、議事録を作成する。		
<u>(雑則)</u> 第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、<u>委員長が委員会に諮って定める。</u>		

附 則

この規則は、令和7年6月17日から施行する。

農水産業協同組合貯金保険法（抜粋）

〔昭和四十八年七月十六日〕
〔法律第五十三号〕

（組織）

第十六条 委員会は、委員七人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、機構の理事長をもつて充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員及び機構の理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

農水産業協同組合貯金保険機構定款（抜粋）

施行	昭和48年	9月	1日
変更	令和4年	4月	1日

第三章 運営委員会

（権限）

第十一条 次に掲げる事項は、委員会の議決を経ることとする。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び資金計画
- 四 決算
- 五 法第五十条第三項の規定により納付された保険料の一部の返還及びその条件の決定
- 六 法第五十一条第一項に規定する保険料率及び法第五十一条の二第一項に規定する率の決定及び変更
- 七 第一種保険事故に係る保険金の支払の決定
- 八 法第五十八条第一項の期限の延長の申請
- 九 仮払金の支払の決定
- 十 保険金の支払期間、支払場所、支払方法その他農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号。以下「施行令」という。）第十五条に定める事項の決定
- 十一 仮払金の支払期間、支払場所、支払方法その他施行令第十六条に定める事項の決定
- 十二 法第六十五条第一項（法第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による資金援助の決定
- 十三 法第六十九条の三第一項に規定する資金の貸付けの決定

- 十四 貯金等債権の買取りの決定
 - 十五 概算払率の決定
 - 十六 貯金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他施行令第二十七条に定める事項の決定
 - 十七 貯金等債権の買取りに係る精算払の支払額、支払期間その他施行令第二十九条に定める事項の決定
 - 十八 法第百十条の十二第一項に規定する資金の貸付け又は債務の保証の決定
 - 十九 特別監視指定（法第百十条の三第二項に規定する特別監視指定をいう。）に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りの決定
 - 二十 協定債権回収会社との協定内容の決定
 - 二十一 協定債権回収会社に対する出資額の決定
 - 二十二 協定債権回収会社に提示する資産の買取価格、損失の補填その他の資産の買取りの委託に関する条件の決定
 - 二十三 協定債権回収会社に対する資金の貸付け又は協定債権回収会社による資金の借入に係る債務の保証の決定
 - 二十四 法第百十一条又は第百十二条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三第一項に規定する資金の貸付けの決定
 - 二十五 その他委員会が特に必要と認める事項
- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経ることとする。
- 一 事業者再生支援機構への出資
 - 二 事業者再生支援機構法第五十四条第二項において準用する事業者再生支援機構法第五十一条に規定する配当に相当する額の分配
 - 三 東日本大震災事業者再生支援勘定の残余財産の分配